

朝比奈大作 監修
司書教諭テキストシリーズⅡ…1

改訂

学校経営と学校図書館

[編集] 中村百合子
河野 哲也

樹村房

監修者の言葉

本シリーズは2002年から刊行されてきた「司書教諭テキストシリーズ」の改訂版に相当するものである。1998(平成10)年に学校図書館司書教諭講習規程の内容が大幅に改正され、これを受ける形で旧版が編集・刊行されたのであるが、それからすでに十余年が経過し、学校図書館を取り巻く状況にも大きな変化が見られる。とりわけ、2008(平成20)年からのいわゆる新学習指導要領には「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」(傍点筆者)という文言が盛り込まれており、学校図書館と司書教諭との責任はより大きなものとなっている。

一方では、いわゆるスマートフォンの普及に見られるように、情報化の進展は止まるところを知らず、むしろさらにその進展の度を増しているように見える。ここではあえて「情報化」が何を意味しているのか、その定義についてはふれずにおくが、「情報」と「知識」とは大きく重なり合う概念であることは間違いない。そしてまた「知識の獲得」が私たちの教育・学習活動の主要な部分であることも言うまでもないことであろう。とするならば、私たちを取り巻く情報環境が大きく変化している以上、それに伴って私たちの教育・学習の在り方も大きな変革を余儀なくされるはずである。当然に学校教育そのものの在り方についても、より真摯な再点検が行われなければなるまい。上記の新学習指導要領の文言にもこのことは反映されていると言える。

こうした状況をふまえて、旧版を全面的に改訂しようということがこの「司書教諭テキストシリーズⅡ」の趣旨である。旧シリーズと同様に、最新の図書館情報学の知見を教育学的な視点から解説し、理論と実践との融合を図るという方針に変わりはないが、比較的に若手の著者に執筆を依頼した。「古い革袋に新しい酒を入れる」ことが必要であろうと思われたからである。

残念ながら、一般的な学校教育の現場においては、「学校図書館の機能の活用を図る」ことについても、情報化の進展に伴う学校教育の変革の必要性についても、必ずしも十分な理解が得られているとは言えない。それなりの法整備

は進められてはいても、教育の現場における実践活動は旧態依然の状態に置かれたままであるようにも感じられる。このギャップを埋めるためには、図書館情報学の知識や技術を暗記的に身に付けていくことよりは、これらの知識・技術を教育現場の中でいかに活用すべきか、あるいは活用できるのか、ということについて、理念的に考えてみる必要があるであろう。本シリーズではそのことも強く意識した編集を心がけている。司書教諭資格取得のため勉強中の学生諸君ばかりでなく、すでに学校図書館で実務に携わっている方々、あるいはさらに司書教諭養成の立場にある方々にとっても、本シリーズが「理念的に考えてみる」ことのきっかけとなるよう願ってやまない。

2015年10月

監修者 朝比奈大作

改訂版序文

2020年初頭に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、私たちの社会に大きな変化をもたらした。いわゆる新しい生活様式が浸透してきており、感染防止対策の必要性がなくなればすべてが元に戻るというようなことではないと思っている人は少なくないだろう。学校教育と学校図書館に関わっては、奇しくも2019(令和元)年12月に文部科学省がGIGAスクール構想を打ち出し、2020(令和2)年度は新学習指導要領の小学校の適用元年で、かつ2021(令和3)年1月に大学入学共通テストがセンター試験に代わって実施されるという教育改革の具体的な動きが続くことになっていた時期であった。「一人一台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」の整備を掲げたGIGAスクール構想は、パンデミックを受けて前倒して実施された。

こうした大きな改革が進行していることを受け、本書を全面的に見直し、改訂した。ただし、事実関係を中心に書き改め、初版の序文で以下に述べたと同様の編集方針をとった。これは、変化する時代にあって、学校図書館司書教諭となる人が自ら判断し行動することができるよう、資格取得時に学校図書館の根本をじっくり考える機会を得てもらいたいという編集者の思いからである。この編集方針については、第1章でもさらに説明しているのでぜひ参照されたい。一方で、資格を得た後も専門的な知識やスキルを新たにしていくことは、学校図書館司書教諭が今、激しく変化しているメディアや情報を専門的に扱う者である以上、厳しく求められることを、資格取得を目指す者は心しておいてほしい。

2021年9月

編集 中村百合子

序 文 (初版の序)

本書は、「司書教諭テキストシリーズⅡ」の第1巻であり、学校図書館司書教諭資格取得のための必修科目「学校経営と学校図書館」の教科書として刊行するものである。資格取得というと、現場の実践において生きる学び、とすれば具体的、技術的な学びが期待されがちであるが、本書は学校図書館についての初学者がその理念を十分に理解するようにと、理論的な学習に重きを置く方針で執筆、編集した。その方針については第1章で詳しく述べるが、ここで本書の大枠を示しておく。

「学校経営と学校図書館」には大学設置基準に定められる2「単位」の学修が求められ、大学ではたいていこれを15週で学ぶこととしているので、本書は15章で構成した。それを、専門性の異なる2名の著者が分担して執筆し、協力してより深い学びが実現できるように工夫した。第1章は図書館情報学を専門とする中村百合子が執筆した。まず、司書教諭資格と「学校経営と学校図書館」という科目の学習について理解する。第2章から第4章は哲学を専門とする河野哲也が執筆した。ここではこれからの社会、そして学校と図書館のあり方を根本から考える。第5章から第15章はふたたび中村が執筆した。第4章までの学習をふまえて、実際に学校において司書教諭として働くための準備に進む。ここでは、学校図書館現場での実践の参照軸となる基礎理論を学ぶ。

学校図書館の理論については、アメリカ合衆国（以下「アメリカ」）をはじめとする英語圏から研究についての情報発信が熱心に行われ、先進的と受けとめられ、国際的に広まっている現実がある。日本では、図書館の理論や実践は歴史的にアメリカやイギリスのものが多く参照されてきたということもある。そこで、みなさんの学習の展開に資すればとの思いから、重要な用語には英語を併記した。

司書教諭資格取得の学習が実り多きものとなるよう、念じている。

2015年10月

編集 中村百合子

改訂 学校経営と学校図書館

も く じ

監修者の言葉 iii

改訂版序文 v

序文（初版） vi

第1章 司書教諭になるための学習 —————1

1. 司書教諭資格の制度1
 - (1) 司書教諭資格付与の規程 1
 - (2) 資格取得者数 4
2. 司書教諭資格取得のためのカリキュラム5
 - (1) 司書教諭の講習科目 5
 - (2) 「学校経営と学校図書館」 7
3. 本書の編集方針と理論的な学習の重要性8

第2章 求められる新しい知的社会 —————11

1. 災害と近代知の終焉11
 - (1) 災害がもたらした疑義 11
 - (2) 専門知への信頼と不信 13
 - (3) 専門知は公共的か？ 15
2. 市民と専門知の葛藤16
 - (1) 市民の自律性回復 16
 - (2) 科学のコミュニケーション 17
 - (3) 知の民主化 18
 - (4) 当事者主権 19
3. 民主化された知とプラグマティズム20
 - (1) 市民的な徳としての情報リテラシーと専門知の価値 20
 - (2) 専門家と市民の協働探究 22

- (3) 協働探究とプラグマティズム 24
- (4) 問題解決としての行為と知 25
- (5) 仮説としての真理 26
- (6) 思考とは何か 27
- (7) プラグマティズムと市民の知 28

第3章 これからの学校教育とあるべき学びの形 —————29

- 1. 系統学習の問題と参加型学習29
 - (1) 系統学習の問題 29
 - (2) 拡張した心と外在的知識 31
 - (3) 個人主義的学習観の問題 33
 - (4) 参加する協働学習 34
 - (5) 教師の役割の変化 36
- 2. リテラシー・判断力・対話36
 - (1) 求められるリテラシーとは 36
 - (2) 判断力の育成 38
 - (3) 経験と対話 39
 - (4) 自己省察と判断力 40
 - (5) 対話と思考を育てない「正解」教育 40
- 3. 学校・学級経営の変革41
 - (1) 学ぶ意欲の育成のために 41
 - (2) 思考に導く他者との対話 42
 - (3) 開かれた学校へ 43
 - (4) リテラシーと議論の時間 44
 - (5) 協働探究としての対話 45

第4章 メディアと人間の循環 —————46

- 1. 何が探究と教育をサポートするか46
 - (1) 旧来の知識観, 新しい知識観 46

(2) 協働的総合知の構築	48
2. 協働探究者としての図書館専門職	49
(1) 図書館の役割とは	49
(2) 検索の重要性	50
(3) 利用者と協働する	50
(4) 知を自律的に生成する図書館	51
(5) レファレンス・サービスの高度化	52
3. 知の自律的循環の場としての図書館	53
(1) 促進行為場としての図書館	53
(2) 利用者からの働きかけ	54
(3) 専門をつなげる場	55
(4) 新しい公共知への貢献	56
第5章 学校の中の図書館	57
1. 日本の図書館制度と学校図書館	57
(1) 図書館とは何か	57
(2) 館種	59
(3) 図書館ネットワーク	60
2. 図書館の自由の理念と学校図書館	63
(1) 図書館の自由に関する宣言	63
(2) Library Bill of Rights	65
(3) 児童の権利と「自由」	66
3. 学校教育の改革の進展と学校図書館	69
(1) 戦後日本の教育と学校図書館	69
(2) 国際的な教育改革の動向と日本の教育の課題	70
(3) コンピテンシーの教育へ	72
第6章 学校図書館の歴史 (アメリカ)	75
1. 学校図書館の誕生	75

(1) 学校図書館の発明	75
(2) 進歩主義教育運動と学校図書館	76
(3) ライブラリアンの専門職化と学校図書館	78
2. 学校図書館の発展	79
(1) はじめての学校図書館基準	79
(2) 約10年毎に発表される基準	80
(3) 情報リテラシーや複数のリテラシーを中心にすえた学校図書館活動	82
3. 最新の学校図書館基準	84
(1) 学習者とスクール・ライブラリアンと学校図書館の一体的な提示	84
(2) 学校図書館における「共有する基盤」と「学習領域」	85
第7章 学校図書館の歴史（日本）	90
1. 戦前から戦後の学校図書館	90
(1) 国定教科書の教育	90
(2) 占領期の学校図書館改革	91
(3) 学校図書館法の制定とその影響	92
2. 1990年代以降の日本の学校図書館	93
(1) 学校図書館の改善施策	93
(2) 読書の推進と言語力の涵養	95
(3) 新しい学習指導要領と学校図書館	97
(4) 情報活用能力と情報リテラシー	100
3. 日本の学校図書館史の特徴	102
第8章 日本の学校図書館の現状	104
1. 日本の学校図書館と司書教諭の制度	104
(1) 学校図書館の定義	104
(2) 司書教諭の定義	107

2. 全国調査にみる日本の学校図書館の現状	108
(1) 最新の全国調査	108
(2) 学校図書館コレクションの現状	109
(3) 教職員配置の現状	112
3. 日本の学校図書館の活動の現状	114
(1) 全体計画の策定	114
(2) 学校図書館による読書の推進	114
(3) 授業における学校図書館の活用	117
(4) 教職員向けサービス	118

第9章 学校図書館の目的と機能119

1. 教育課程の展開に寄与し，健全な教養を育成する	119
(1) 学校図書館法に定められる目的	119
(2) 奉仕機関であり，指導機関である	122
2. 読書センター，学習情報センター，その他の機能	123
(1) 読書センターと学習情報センター	123
(2) 教員のサポート機能	124
(3) 特別支援教育と学校図書館	127
3. 国際的な議論	128
(1) UNESCO/IFLA の定義	128
(2) IASL の定義	130
(3) 新たな目的と機能	131

第10章 学校図書館の図書館サービス133

1. 図書館サービスの定義	133
2. 学校図書館のテクニカル・サービス	135
(1) 資料の収集	135
(2) 資料の組織	137
3. 学校図書館の利用者サービス	140

- (1) 閲覧・貸出 140
- (2) 読書案内 140
- (3) 情報サービス 141
- (4) 教職員への情報サービス 142

第11章 学校図書館の教育活動 —————145

- 1. 「読み」の教育145
 - (1) なぜ「読み」の教育か 145
 - (2) 読書指導の歴史 147
 - (3) 学校図書館の「読み」の教育活動例 148
- 2. 教育内容の改革149
 - (1) 新しいリテラシーの教育 149
 - (2) 情報リテラシーの育成から探究の指導へ 151
 - (3) 「探究」とは何か 153
 - (4) 学習と探究の過程 154
- 3. 教育方法の改革157
 - (1) 対話を重視し、自律し自立した学習者を育てる 157
 - (2) ティーム・ティーチング 158

第12章 学校図書館の担当者 —————160

- 1. 学校図書館職員の配置の現状と課題160
 - (1) 司書教諭制度の問題 160
 - (2) 学校司書の法制化 161
- 2. 司書教諭と学校内の協力体制164
 - (1) 学校図書館運営に関わる教職員 164
 - (2) 役割分担 165
- 3. 世界の学校図書館職員制度168
 - (1) 英語圏の学校図書館専門職 168
 - (2) 学校図書館専門職 169

第13章 学校図書館のマネジメント —————173

1. 学校図書館のマネジメント・サイクル173
 - (1) 学校図書館の“マネジメント”という視点 173
 - (2) 学校図書館マネジメントの位置 174
 - (3) 予算の管理 175
 - (4) マネジメント・サイクル 177
 - (5) 戦略的計画の立案 178
2. 学校図書館の評価179
 - (1) 評価の視点 179
 - (2) 多角的な評価 181
3. 組織的な学校図書館マネジメント184
 - (1) 管理職の影響力 184
 - (2) 組織としての決定 185

第14章 学校図書館の設計 —————186

1. 学校図書館設計の基盤186
 - (1) 学校図書館は設備か 186
 - (2) 学校図書館の目的と設計 187
 - (3) 一人一台端末環境と学校図書館 189
2. 学校図書館の独自性とその設計190
 - (1) 教室と学校図書館の相違 190
 - (2) メディアの配置と動線 192
 - (3) 居心地のよい空間 193
 - (4) アフォーダンス 194
3. 理想的な学校図書館の設計194
 - (1) 学校の中の図書館の位置づけ 194
 - (2) 学校図書館内部の設計 196

第15章 学校図書館研究と学校図書館の発展 —————200

1. 学校図書館研究の動向	200
(1) 日本の研究の動向	200
(2) 国際的な研究の動向	201
2. 日本の学校図書館の発展のための課題	203
(1) 実践者と研究者の対話と学校図書館研究の活性化	203
(2) 司書教諭制度の改善	204
3. 国際比較の視点の重要性	205
(1) 国際比較研究の動向	205
(2) 学校図書館関連の国際団体	207

参考文献 209

資料1 学校図書館法	211
資料2 学校図書館司書教諭講習規程	213
資料3 図書館の自由に関する宣言	215
資料4 IFLA ユネスコ学校図書館宣言	218
資料5 子どもの読書活動の推進に関する法律	221
資料6 文字・活字文化振興法	223
資料7 「学校図書館図書標準」の設定について（通知）	225
資料8 学習指導要領中の学校図書館への言及箇所	227
資料9 これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）	230
資料10 学校図書館評価基準	233
資料11 学校図書館施設基準	240

さくいん 245

[執筆分担]

第1章, 第5～15章：中村百合子

第2～4章：河野哲也

第 1 章

司書教諭になるための学習

司書教諭に任ぜられるためには、司書教諭資格の取得が必要である。そのために求められている学習について、また「学校経営と学校図書館」という科目がどのような位置づけのものかについて、まず概説する。本書は類書と異なる方針に基づいていると思われるため、それについても説明しておきたい。それらを理解したうえで、よく学習計画を立てて、司書教諭資格取得に臨んでほしい。

1. 司書教諭資格の制度

(1) 司書教諭資格付与の規程

「司書教諭」とその資格については、1953(昭和28)年8月8日に成立した、学校図書館法（巻末資料1）の第5条に次のように定められている。

（司書教諭）

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学

大臣の委嘱を受けて行う。

- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

ここで司書教諭がその専門的職務を掌るとされる「学校図書館」とは、同法第2条に、学校に設けられるべきと定められる図書館である。その「学校」は、「小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）」とされる。学校図書館とは何か、については、この科目「学校経営と学校図書館」の学習を進めながら理解を深めていくこととし、ここではまず、「司書教諭」の資格の定めを理解しよう。

司書教諭資格は、前掲の学校図書館法第5条に、「司書教諭の講習」によって取得することとされ（第2項）、これは「大学その他の教育機関が文部科学省の委嘱を受けて行う」もので、文部科学省令によって定められる（第3項）、とある。その文部科学省令とは、学校図書館司書教諭講習規程（巻末資料2）である。この中に、次のように、受講の資格と科目が定められている¹。

（受講資格）

第2条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者とする。

（履修すべき科目及び単位）

第3条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の下欄^{（ママ）}に掲げる数の単位を修得しなければならない。

1：〔文部科学省〕総合教育政策局地域学習推進課・教育人材政策課「学校図書館：「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較」2015.8. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm,（参照2021-12-09）。

科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

前掲の学校図書館法の第5条第2項に、司書教諭は、主幹教諭等をもって充てるとある。これと併せ、学校図書館司書教諭講習規程第2条では、受講資格に、「小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者」か、「大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者」と定められている。そのうえで、第3条に定められる5科目10単位のカリキュラムを修めるべきこととされている。

この規定の実際の運用としては、大学に在学中から、司書教諭資格取得のための科目を受講することができる。しかし、司書教諭資格は、教諭の免許状（教育職員免許状）を取得できたことが確認されたのち、定められた5科目10単位にあたる科目の修得が確認されて、文部科学大臣から学校図書館司書教諭講習の修了証書が与えられるかたちで付与される。

なお、学校図書館司書教諭講習規程には、次のような定めもあるので、注意されたい。

（単位計算の基準）

第4条 前条に規定する単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項に定める基準によるものとする。

つまり、大学のその他の単位と等しく、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。よって、たとえば、2単位の科目に対して大学で30時間分の授業を受けているとすれば、残る60時間分

は各人が予習・復習をすることが求められる。1回の授業に対して、4時間の予習・復習が求められるのである。このことを心して、履修を進められたい。

(2) 資格取得者数

参考まで、司書教諭資格は、過去、次のような人数が資格を取得しており(表1-1参照)、総計389,332人にのぼる。1997(平成9)年に司書教諭の配置に関して学校図書館法が改正されたのち数年は特に多くの取得があったが、近年は年に5千強が全国で取得している。この資格取得者数は、たとえば日本には初等、中等教育合わせて3万7千強の学校があることと照らして、多いだろう

表1-1 学校図書館司書教諭講習修了証書発行数(発行人/発行数)

(情報開示請求により、文部科学省より2021年初春に入手)

1954	894	1971	5,039	1988	3,532	2005	11,357
1955	3,537	1972	4,978	1989	3,424	2006	10,149
1956	3,416	1973	4,679	1990	3,332	2007	9,907
1957	2,781	1974	4,698	1991	3,197	2008	8,950
1958	2,368	1975	4,762	1992	2,908	2009	7,795
1959	2,622	1976	3,980	1993	3,340	2010	7,470
1960	2,201	1977	5,442	1994	3,387	2011	7,000
1961	2,147	1978	5,917	1995	4,125	2012	6,791
1962	2,077	1979	5,907	1996	5,599	2013	6,287
1963	1,851	1980	6,116	1997	6,818	2014	5,916
1964	2,247	1981	5,854	1998	15,802	2015	5,365
1965	2,537	1982	5,278	1999	14,195	2016	5,304
1966	2,704	1983	5,019	2000	15,210	2017	5,369
1967	3,460	1984	4,644	2001	16,120	2018	5,238
1968	4,183	1985	4,168	2002	19,992	2019	5,264
1969	5,056	1986	3,771	2003	10,784	2020	4,901
1970	5,111	1987	3,728	2004	11,332		

か少ないだろうか。また養成された司書教諭の実態と実効性はどのようになっているだろうか。こうしたことをどう考えるかは、実は容易なことではない。

というのも、司書教諭の採用と配置は、そう単純な制度になっていないのである。現在、司書教諭については、学校図書館に専従の正規での採用は、主に都市部の私立学校で年に数校が行っているくらいである。その他の学校では、学級担任もしくは教科担任の教諭としての採用試験に合格する必要がある、その本務と合わせて、司書教諭に充てられて学校図書館を担当することになる。年に約5千人が司書教諭資格取得していることは確かであるが、いっどこで資格を取得した人がどこでどのように雇用され、実際に司書教諭として活躍しているかの全体像は把握されていない。この日本の司書教諭の制度と配置の現状と課題については第8章と第12章でさらに学ぶ。

2. 司書教諭資格取得のためのカリキュラム

(1) 司書教諭の講習科目

前述のとおり、教諭の免許状を取得するほかに、5科目10単位で構成される司書教諭講習カリキュラムを修めることが、司書教諭資格取得のために必要である。大学によっては、履修すべき科目もしくは単位を追加で独自に定めている。

この5科目については、文部科学省が「司書教諭の講習科目のねらいと内容」として、表1-2を発表している²。また、全国学校図書館協議会（全国SLA）も、「学校図書館司書教諭講習講義指針」として、より詳細な、ねらいと内容の指針を発表している³。授業を担当する教員は、少なくとも文部科学省

2：文部省初等中等教育局長 辻村哲夫「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について（通知）」1998.3.18, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327076.htm, (参照2021-09-19). この「(別紙2) 司書教諭の講習科目のねらいと内容」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327211.htm, (参照2021-09-19).

3：全国学校図書館協議会学校図書館司書教諭講習講義指針作成委員会制定「学校図書館司書教諭講習講義指針」2019.01.01, <https://www.j-sla.or.jp/pdfs/20190101sisyokyouyukousyuukougisisin.pdf>, (参照2021-09-19).

表 1-2 司書教諭の講習科目のねらいと内容

科目・単位数	ねらい	内容
学校経営と 学校図書館 (2単位)	学校図書館の 教育的意義や 経営など全般 的事項につい ての理解を図 る	学校図書館の理念と教育的意義 学校図書館の発展と課題 教育行政と学校図書館 学校図書館の経営（人、施設、資料、予算、評価等） 司書教諭の役割と校内の協力体制、研修 学校図書館メディアの選択と管理、提供 学校図書館活動 図書館の相互協力とネットワーク
学校図書館 メディアの 構成（2単 位）	学校図書館メ ディアの構成 に関する理解 及び実務能力 の育成を図る	学校図書館メディアの種類と特性 学校図書館メディアの選択と構成 学校図書館メディアの組織化・分類の意義と機能、日本 十進分類法等の解説・件名標目表の解説・目録の意義と 機能、日本目録規則の解説・目録の機械化 多様な学習環境と学校図書館メディアの配置
学習指導と 学校図書館 (2単位)	学習指導にお ける学校図書 館メディア活 用についての 理解を図る	教育課程と学校図書館 発達段階に応じた学校図書館メディアの選択 児童生徒の学校図書館メディア活用能力の育成 学習過程における学校図書館メディア活用の実際 学習指導における学校図書館の活用 情報サービス（レファレンスサービス等） 教師への支援と働きかけ
読書と豊かな 人間性 (2単位)	児童生徒の発 達段階に応じ た読書教育の 理念と方法の 理解を図る	読書の意義と目的 読書と心の教育（読書の習慣形成を含む） 発達段階に応じた読書の指導と計画 児童・生徒向け図書の種類と活用（漫画等の利用方法を 含む） 読書の指導方法（読み聞かせ、ストーリーテリング、ブ ックトーク等） 家庭、地域、公共図書館等との連携
情報メディ アの活用 (2単位)	学校図書館に おける多様な 情報メディア の特性と活用 方法の理解を 図る	高度情報社会と人間（情報メディアの発達と変化を含む） 情報メディアの特性と選択 視聴覚メディアの活用 コンピュータの活用・教育用ソフトウェアの活用・デー タベースと情報検索・インターネットによる情報検索と 発信 学校図書館メディアと著作権

が示したねらいと内容については、司書教諭の資質向上を図る観点に立って、参考にしながらか授業を組み立てていると考えられる。

(2) 「学校経営と学校図書館」

本書は、司書教諭資格取得のための5科目のうち、「学校経営と学校図書館」のためのものである。文部科学省の示す「ねらい」には、この科目は「学校図書館の教育的意義や経営など全般的事項についての理解を図る」とされており、5科目の筆頭にあげられている（表1-2を参照）。概説的な科目とみなしてよいと思われるが、「学校経営」を冠しているの、そこには注意が必要である。

司書教諭資格は、前述のように、教諭の免許状を取得した者に付与される決まりであるから、すでに学校教育のことは学習している前提なのである。大学に在学して司書教諭資格取得を目指す学生の多くは、「学校」を客観視したり、学校を「経営」する観点をもったりしたことは、これまでになかったかもしれないが、今度は自らが次の世代の教育を考える立場になるので、そうしたことが求められる。また、学校経営の中心である学校の管理職（校長等）の視点にも、司書教諭資格取得を目指す者は留意する必要がある。

文部科学省による「司書教諭の講習科目のねらいと内容」は、発表からすでに20年以上が過ぎている。21世紀に入り、学校を取り巻く環境は急激に変化している。たとえば、日本の私たちにとっては、2011(平成23)年3月11日の東日本大震災とそれに続いた福島第一原子力発電所の事故は生き方、社会のあり方の問い直しを迫る経験だった。そして豪雨、大型台風、大雪、猛暑といった気候変動による災害の頻発化と激甚化も世界的に実感されている。さらに、2020(令和2)年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、私たちの日常生活に大きな影響を与えた。特に、新しいテクノロジーによって私たちのコミュニケーションのあり方はかつてない変化を突然に求められた。そもそも、教育に携わる者は、社会と子どもの“今”だけでなく、“これから”を見通す必要がある。そうしたことをふまえ、この教科書は、新しい学校のあり方や経営を根本から考えて、そのうえで学校図書館という存在について考えを深めてもらえるように構成している。この編集の方針について、次にもう少し進んで説明したい。

3. 本書の編集方針と理論的な学習の重要性

序文でも述べたように、本書は専門性の異なる2名の著者で全15章を執筆した。本書の大きな特徴は、図書館情報学者のみで執筆・編集したのではなく、哲学を専門とする河野哲也がそれに参加したことである。

第2章から第4章は河野が執筆した。これからの社会、そして学校と図書館のあり方について3章をかけて学ぶ構成とし、それを教育哲学を研究している河野が担当して執筆したのは、今後の日本社会では、根本的なレベルで学校教育の転換が求められており、期待されている新しい学校教育ではこれまで以上に強く学校図書館を求めていることを適切に論じたいと考えたからである。これらの章では、具体的な話もあるが、抽象的な記述が少なくない。難しいと思うかもしれないが、しかし、学生同士、また教師も加わってのグループ・ディスカッションの機会をもつなどして、考えを深めてほしい。事前に本書を読んで来て、「福島第一原発事故が私たちに突きつけた課題にはどのようなものがあると思うか?」「これからの時代に子どもたちに育成したい力にはどのようなものか?」「図書館とはどのような社会機関だと思うか?」などと、自分や級友らに問いかけ、自由に対話してみてもほしい。関心のある問いを探るところから取り組むことができればなおよい。

第2章から第4章は、執筆者（および編者）の、これからの社会、学校教育、図書館に対する見方と期待とがはっきりと示されている。皆にとって、すべてがすぐに腑に落ちるとは限らない。それでよいのだが、一方で、学校図書館の歴史を見てみると（第6章・第7章を参照）、学校図書館の誕生と発展は、近代的な学校教育の問題を解決しようという、教育改革の取り組みの中で起きてきており、それには近代の社会や学校に対する特定の見方が背景にある。よって、少なくとも現在に至るまでに考えられてきた学校図書館をよりよく理解しようとするなら、そのような思想的な背景について学ぶことが期待される。しかしその内容は、これまでの学校教育を批判的に考察することを含み、教育学や図書館情報学の初学者には特に、理解することが容易ではないだろうと思わ

れたため、3章をかけて、順を追って論じたのである。

第5章から第15章は学校図書館を研究している中村百合子が執筆した。第2章から第4章での学習をふまえて、実際に学校において司書教諭として働くための準備に進む。本書は、学校図書館についての初学者がその理念を十分に理解し、現場での実践の各場面で参照軸となる基礎理論を学んでおいてほしいとの思いから、学校図書館に関わる抽象的な知識体系を示すよう試みた。現場の実情にも各所で言及してはいるが、理論的な学習を軸とした。

そのように理論的な学習を重要視するのには、二つの理由がある。一つには、学校図書館の理論と実践は離れてそれぞれ独立して行われるというのではなく、両者は相互に参照されているはずであり、またそのような循環こそが、学校図書館の制度や実践の改善を導くという筆者の考えがある。ただ、いったん現場に入ると必然的に、日々の実践に追われ、理論への関心が薄くなりがちだろう。しかしそのときに、参照軸となる基礎理論や学校図書館に関する抽象的な知識体系を一度学んだことがあるのとないのとはきっと違う。具体的な行動が、日々の実践の試行錯誤からのみ生まれるのではなく、理論的な思考との組み合わせによって自覚的に選択されるならば、それは自らの仕事を自分に対しても、他者に対しても、説明できるということになる。学校に司書教諭資格保持者が一人であることは少なくないので、その状況にある種甘えて成長を止めることがないようにするためには、自分の仕事を客観的に見ることや、他者に説明することができなければならない。理論を学び、個々の現象や事実を統一的に説明することが学校図書館についてできるようになってはじめて、学校という組織において学校図書館という一機関の責任者となることができると考える。

そして二つめには、日本の学校図書館の制度の特殊な事情がある。日本の学校図書館は戦後初期に学校図書館法によって制度化されたものの、それが置かれたところからの展開は大きくなかった（第7章参照）。学校図書館が活発に利用され、学校図書館専門職によって実践が高度化されてきた、という例は、誤解を恐れずに言えば、むしろ特別な学校や地域においてのみみられた。しかし、今の日本の社会や学校教育が直面している、メディアや情報、コミュニケ

ーションの変貌は、学校図書館がより多様な機能を果たすことを必要としている。そのため、現状を追認するのではなく、現状を批判的にみつめ、問題を発見し、「あるべき姿」を模索することこそが司書教諭には求められている。そのために、現状にこだわりすぎず、理論を土台に自由に思考することをこの授業では試みてほしい。

本書で示す理論や学校図書館に関わる知識体系は固定されるようなものではないことを、はっきりと伝えておきたい。それは社会的な探究を経て新たにされるものであり、その過程には初学者から参加することが期待されている。

[シリーズ監修者]

朝比奈大作 放送大学客員教授
あさひ なだいさく 前横浜市立大学教授

[編集者・執筆者]

中村百合子（なかむら・ゆりこ）

東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得
満期退学・博士（教育学）（東京大学）
現在 立教大学学校・社会教育講座教授
主著 『占領下日本の学校図書館改革：アメリカの学
校図書館の受容』慶應義塾大学出版会，2009

[執筆者]

河野哲也（こうの・てつや）

慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士課程単
位取得退学・博士（哲学）（慶應義塾大学）
現在 立教大学文学部教育学科教授
主著 『現象学的身體論と特別支援教育：インクルー
シブ社会の哲学的探究』北大路書房，2015

司書教諭テキストシリーズⅡ…1

改訂 学校経営と学校図書館

2015年11月25日 初版第1刷発行
2022年2月25日 改訂版第1刷発行
2024年2月9日 改訂版第3刷

〈検印省略〉

著者代表 中村百合子
発行者 大塚栄一

発行所 株式会社 樹村房
〒112-0002
東京都文京区小石川5丁目11-7
電話 03-3868-7321
FAX 03-6801-5202
振替 00190-3-93169
<https://www.jusonbo.co.jp/>

組版・印刷／亜細亜印刷株式会社
製本／有限会社愛千製本所

©Yuriko Nakamura, Tetsuya Kono 2022 Printed in Japan
ISBN978-4-88367-361-2 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。